

銚田・大洗広域事務組合財政事情書の作成及び公表に関する条例

制定 令和3年4月28日条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第243条の3第1項に規定する財政状況の公表に関する文書（以下「財政事情書」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(財政事情書の公表時期)

第2条 財政事情書は、4月1日から9月30日までの期間におけるものを11月末日までに、10月1日から翌年3月31日までの期間におけるものを5月末日までに公表するものとする。

2 天災その他避けることのできない事由により、前項に規定する期限に公表できないときは、管理者は、事由のやんだときから1箇月以内に公表しなければならない。

(財政事情書の内容)

第3条 財政事情書には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 歳入歳出予算の執行状況
- (2) 財産、地方債及び一時借入金の現在高
- (3) その他管理者において必要と認める事項

(財政事情書の公表)

第4条 財政事情書の公表は、銚田・大洗広域事務組合公告式条例（令和3年銚田・大洗広域事務組合条例第2号）の例により行う。

2 財政事情書は、公表の日から6箇月間、何人も管理者の指定した場所において、その閲覧を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、財政事情書の作成及び公表の手続について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。